

国際教養大学における短時間労働者就業規程

平成 16 年 7 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 4 2 号

第 1 章 総則

第 2 章 人事

第 3 章 給与

第 4 章 服務

第 5 章 労働時間、休日、休暇等

第 6 章 懲戒処分等

第 7 章 安全及び衛生

第 8 章 出張

第 9 章 災害補償

第 10 章 職務発明等

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）に勤務する非常勤職員、アルバイト等の短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）の労働条件、服務規律、その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は法人と一年以内の期間を定めた雇用契約を結び、常時勤務に服することを要しない者のうち特任教員、非常勤教員以外の者で、短時間労働者に適用する。

(法令との関係)

第 3 条 短時間労働者のうち留学生のアルバイトについては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の定めるところによる。また、短時間労働者につき、この規程及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については労働基準法（昭和 22 年法律第

49号。以下「労基法」という。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)、その他の関係法令の定めるところによる。

(雇用条件通知書)

第4条 この規程に定める事項につき雇用条件通知書(様式第1号)に異なる定めがあるときは、雇用条件通知書の定めるところによる。

(規程の遵守)

第5条 法人及び短時間労働者は、誠意を持ってこの規程を遵守しなければならない。

第2章 人 事

(採用等)

第6条 国際教養大学教職員就業規程(以下「教職員就業規程」という)第2章各条(第5条の3、第5条の4、第11条から第15条まで及び第18条第1項第3号を除く。)の規定は、短時間労働者の人事について準用する。この場合において、教職員就業規程第5条第3項中「1年を超え3年以内」とあるのは「1年以内」と、教職員就業規程第16条第1項第六号中「第13条第三号に定める場合以外で行方不明となったとき」とあるのは「行方不明となったとき」と、教職員就業規程第19条中「療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法に基づく傷病補償年金を受けている場合、又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合」とあるのは「労働基準法第81条の規定によって打切補償を支払う場合、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」と読み替えるものとする。

(任期)

第6条の2 国際教養大学嘱託職員就業規程第6条の規定は、短時間労働者の任期更新について準用する。

第3章 給 与

(給与)

第7条 この規程で「給与」とは、日給及び時間給、時間外勤務手当及び休日・深夜勤務手当をいう。

(日給及び時間給)

第8条 日給は、一の月に勤務した総労働日数に対する対価として、短時間労働者に支給

する。

- 2 時間給は、一の月に勤務した総労働時間に対する対価として、短時間労働者に支給する。
- 3 日給の額は、労働条件通知書に定める勤務一日当たりの支給額（以下「日給額」という。）に、当該月において現に勤務した日数を乗じて得た額とする。
- 4 時間給の額は、労働条件通知書に定める勤務一時間当たりの支給額（以下「時給額」という。）に、当該月において現に勤務した時間数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当及び休日・深夜勤務手当）

第9条 国際教養大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第12条及び第13条第1項、第2項の規定は、短時間労働者の時間外勤務手当及び休日・深夜勤務手当について準用する。この場合において、教職員給与規程第12条第1項及び第13条第1項中「労働時間等規程」とあるのは「第16条により準用される労働時間等規程」と、「勤務一時間当たりの年俸額」とあるのは、日給においては「勤務一時間あたりの日給額」、時給額においては「時給額」と読み替えるものとする。

（勤務時間の計算）

第10条 前二条に規定する日給額及び時間給、時間外勤務手当及び休日・深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、一の月における全時間数（時間外勤務手当及び休日勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数）とする。勤務時間の管理については別紙（様式第2号）により管理者の管理のもと記録され、毎月初に事務局へ提出される。

（端数）

第11条 この規則により計算した給与の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給与の支払原則及び給与からの控除）

第12条 給与は、短時間労働者に直接、その全額を通貨で支払う。

- 2 短時間労働者に給与を支払う際には、当該給与から、源泉所得税に相当する金額があれば、その額を控除する。
- 3 給与は、短時間労働者の申出があった場合には、第1項の規定にかかわらず、その指定する銀行その他の金融機関における預金口座等へ口座振替の方法により支払うことができる。

（給与の支給日）

第13条 給与の支給日は、給与の支給要件となる事実が発生した月の翌月21日とする。

- 2 前項の支給日が第 15 条の規定により準用される労働時間等規程第 7 条の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

(通勤手当)

第 14 条 職務遂行のために通勤することが相当であると認められる場合、通勤に要する運賃等を通勤手当として支給する。

- 2 通勤手当は、勤務した一ヶ月の通勤分について国際教養大学旅費規程及び国際教養大学旅費支給細則に基づいて算定し、当該月の翌月の 21 日に支給する。

第 4 章 服 務

(服務等)

第 15 条 教職員就業規程第 4 章の規定は、短時間労働者の服務について準用する。

第 5 章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間、休憩及び休日)

第 16 条 国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「労働時間等に関する規程」という。）第 2 章各条（第 4 条、第 5 条、第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 12 条を除く。）の規定は、短時間労働者の労働時間、休憩及び休日について準用する。

(所定労働時間)

第 17 条 1 日の所定労働時間は、雇用契約または労働条件通知書において定めるところによるが、最長で 8 時間とする。

(始業及び終業の時刻等)

第 18 条 始業及び終業の時刻は、雇用契約または労働条件通知書において定めるところによる。

(年次有給休暇)

第 19 条 短時間労働者に、年次有給休暇を与える。

- 2 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、職務開始日の翌日より起算して連続して 6 か月を経過した日において、一週間の平均所定労働日数に応じ、別表に定める日数を付与する。ただし、職務開始日より 6 か月の勤務実績が所定の 8 割未満であった者

には、年次有給休暇を付与しない。

第6章 懲戒処分等

(懲戒処分等)

第20条 教職員就業規程第8章の規定は、短時間労働者の懲戒処分等について準用する。

第7章 安全及び衛生

(安全・衛生の確保に関する措置等)

第21条 教職員就業規程第9章各条(第41条を除く。)の規定は、短時間労働者の安全・衛生の確保に関する措置等について準用する。

第8章 出張

(出張)

第22条 教職員就業規程第10章の規定は、短時間労働者の出張等について準用する。

第9章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第23条 短時間労働者の業務災害及び通勤災害については、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

第10章 職務発明等

(職務発明等)

第24条 教職員就業規程第13章の規定は、短時間労働者の職務発明等について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(細則)

- 2 この規則の施行に係る細則については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 週間の平均所定労働時間	30 時間以上	30 時間未満				
	—	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 週間の平均所定労働日数	—	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
年次有給休暇日数	10 日	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日